

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 国民健康保険税の減免について



令和4年度

## 減免対象世帯 次の①または②に該当する世帯

①新型コロナウイルス感染症により、主たる世帯の生計を維持する方（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯。

※重篤な傷病とは、1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいいます。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の不動産収入、事業収入、給与収入、及び山林収入（以下、あわせて「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからエまでの全てに該当する世帯。

ア 主たる生計維持者の当該年の事業収入等のうち、いずれかの収入の減少見込み額（当該年の実績収入額により算定される額で、保険金、損害賠償等により補填されるべき額を控除した額。）が、前年の当該事業収入等の収入額の10分の3以上の方。

イ 主たる生計維持者の前年の所得が1,000万円以下であること。

ウ 主たる生計維持者の事業収入等について、感染症の影響により減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下の方。

エ 主たる生計維持者が「非自発的失業者」に該当しない方。

※主たる生計維持者が非自発的失業者に該当する場合であって、主たる生計維持者の給与収入以外の事業収入等の減少が見込まれることにより上記ア～ウに該当する場合は可

非自発的失業者とは

- ① 離職日に65歳未満であること（離職時点の年齢が満64歳以下）
- ② 雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、その離職理由コードが「11」、「12」、「21」、「22」、「23」、「31」、「32」、「33」、「34」であること（雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業給付を受ける方）※倒産・解雇など（特定受給資格者）や雇い止めなど（特定理由離職者）により離職された方

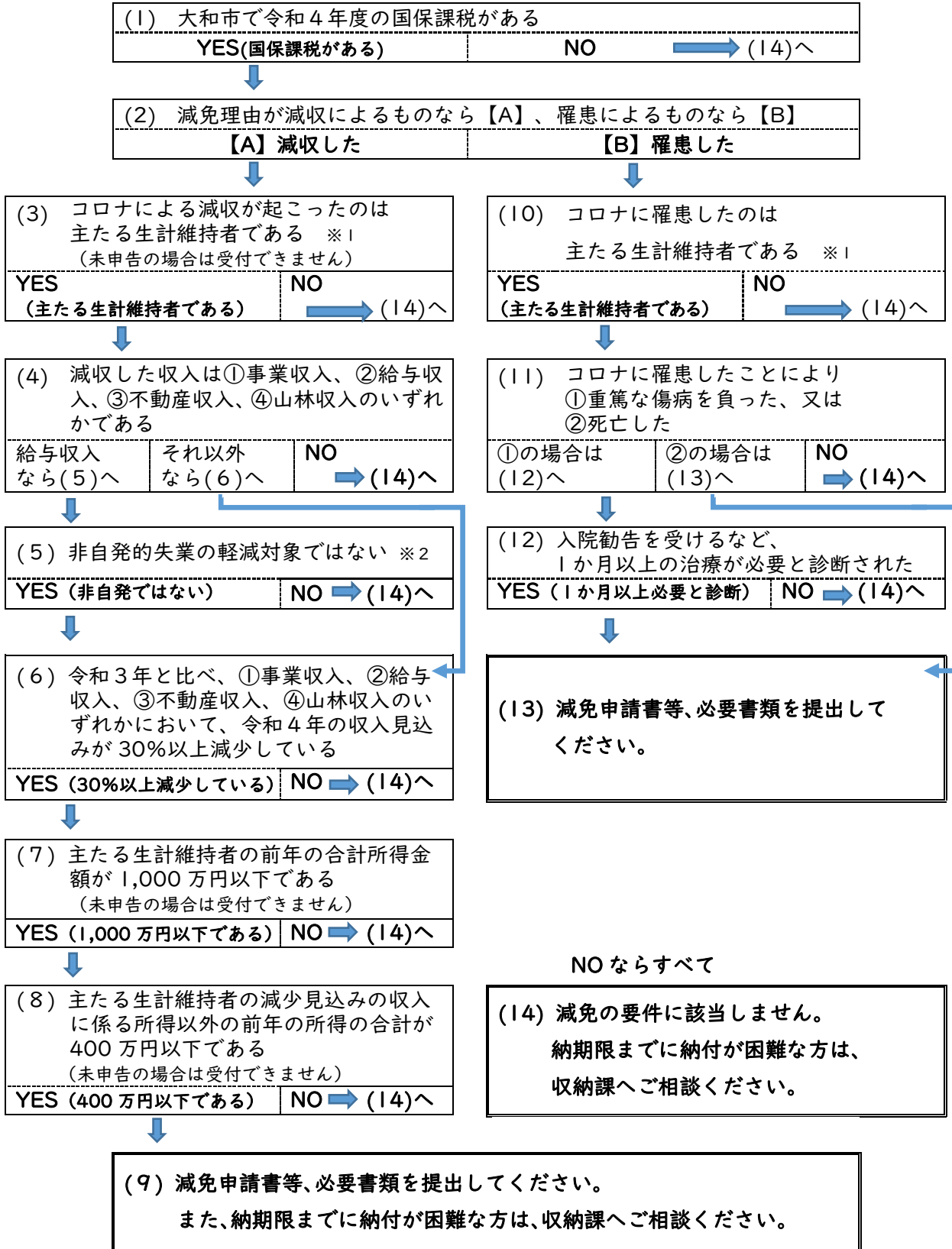


主たる生計維持者が「非自発的失業者」に該当する場合は、非自発的失業者の軽減が優先され、今回の減免対象外です。ただし給与以外に事業収入等の減少が減免基準に該当した場合は減免対象です。

**非自発的失業者による軽減を受けるには、届出が必要です。**

《必要なもの》①国民健康保険証、②雇用保険受給資格者証

## コロナ減免申請方法簡易判定フロー



※1 収入・所得状況から総合的に判断し、その世帯の生計を主に維持していると認められる場合は、世帯主以外の方を主たる生計維持者と判断する場合があります。

※2 非自発的失業の軽減対象であっても、事業収入・不動産収入・山林収入について前年比 30%以上の減少が見込まれる場合は、減免申請が可能です。

## 減免対象となる保険税

令和4年度分であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期に係る国民健康保険税。

※原則として、申請日以降に納期限が到来する分が対象となります。

※ただし、令和3年度末に資格を取得したこと等により、納期が令和4年4月1日以降となった場合も、令和3年度相当分の保険税減免の対象となる場合があります。世帯により、収入比較の年度が異なりますのでお問い合わせください。

※所得更正や国保加入人数の変更により対象保険税に変更があった場合、減免額も変更になる場合があります。

## 減免額

$$\text{減免額} = \text{【表1】対象世帯税額} \times \text{【表2】減免割合}$$

※100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた額とします。

【表1】

当該世帯に属する全ての被保険者に係る対象税の税額	×	主たる生計維持者の減少事業収入等に係る前年の所得
		主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者に係る前年の合計所得金額

【表2】

① 主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病	減免割合	100%
② 主たる生計維持者の収入減少		
主たる生計維持者の前年の合計所得金額	300万円以下	減免割合 100%
〃	400万円以下	〃 80%
〃	550万円以下	〃 60%
〃	750万円以下	〃 40%
〃	1000万円以下	〃 20%
事業等を廃止し、又は失業した場合は、前年の合計所得金額にかかわらず減免割合 100%		

## Q&A



パートタイマーでの給与収入が減ってしまいました。主たる生計維持者である夫の収入は減っていないのですが、対象になりますか？

主たる生計維持者の収入が減少していないため、対象外です。



転職したら収入が減ってしまいました。

事業や職の変更による収入減は、新型コロナウイルス感染症の影響といえないので対象外です。



## 提出書類

共通:申請者(世帯主)の身分証明書(免許証、パスポート等)の写し

① 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合

- ・国民健康保険税減免申請書【市様式】
- ・収入等申告書【市様式】
- ・(死亡の場合)死亡診断書の写しなど
- ・(重篤な傷病の場合)指定感染症病床への入院勧告書面や医師の診断書の写し

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少(廃業・失業含む)した場合

- ・国民健康保険税減免申請書【市様式】
- ・収入等申告書【市様式】
- ・主たる生計維持者及び世帯主及び国民健康保険被保険者の令和3年中の収入がわかる書類の写し ※源泉徴収票、確定申告書等
- ・主たる生計維持者の、令和4年1月から申請時までの収入がわかる書類の写し  
※給与明細書、収入や売上が確認できる帳簿等
- ・収入減少・事業の廃止・失業等の理由が新型コロナウイルス感染症の影響だとわかる書類の写し

※例:感染症の影響による事業縮小など、理由が記載された退職証明書  
給与明細書+勤務先が休業する旨が記載されたホームページのプリント  
廃業届(休業届)+名刺  
事業所の登記簿謄本+廃業(休業)する旨のチラシ

## 申請方法

提出書類を、保険年金課まで郵送してください。

(新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び予防のため、ご来庁はお控えください。)

- ・追加で書類提出を求める場合や、記載された内容が不明確な場合は、個別に連絡させていただきますので、まずはご記入の上、ご提出いただければと思います。
- ・審査には2~3ヶ月かかります。減免が決定した世帯へは減免決定通知書を発送します。

最終提出期限:令和5年3月31日(必着)

※原則として、申請日以降に納期限が到来する保険税が減免対象となります。

減免対象世帯に該当する場合、早めの申請をお勧めします。

## 納付相談について

新型コロナウイルス感染症の影響等により、納期限までに納付が困難な方は、大和市役所収納課までご相談ください。

お問い合わせ (大和市役所住所:〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1)

減免について 大和市役所保険年金課 TEL:046-260-5114

納付相談について 大和市役所収納課 TEL:046-260-5242